

新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響 ～第2回 会社機関設計に関する改正点～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 孫 宇川

PROFILE

今回の記事は前回に続いて、2023年12月29日に可決された改正会社法における会社の機関設計に関する改正点を説明していきます。

一、海外及び旧会社法における制度

国によって、会社の機関設計の在り方は異なるものの、業務の決定・執行の権限及びモニタリングの権限を各機関の間でどのように分配すれば、会社経営の効率性と合法性を確保できるかという中核的な問題意識は共通しています。

英米法では、会社における業務の決定・執行及びモニタリングの権限を、株主が選任する取締役会（Board of directors）という機関に集約することがその特徴といえます。業務執行機関としての取締役会の機能とモニタリング機関としての取締役会の機能を衝突させず、バランスよく両立させるために、業務執行に携わらない非執行取締役を積極的に取り入れて、公平性を確保しています。

他方、日本では、委員会設置会社制度が導入される以前は、株主により選任される取締役と監査役がその構成員となり、それぞれ業務の決定・執行の機能を果たす取締役会とモニタリング機能を果たす監査役会二つの機関により構成される機関設計が長年採用されてきました。取締役会と監査役会を相互に支配関係のない独立機関にすることによって、公平性を図っています。

中国会社法では、董事会と監事会をそれぞれ設置する点において、日本の制度に近いと従前から言われています。もっとも、会社の業務執行について、董事会

が任命する総経理という機関（総経理は董事を兼任することができるものの、会社法上の独立した機関と位置付けられています）に委ねる点において、日本の制度と異なっています。またモニタリングに関し、監事会は組織として権限を行使する点は、監査役が個別に独立して権限を行使する日本法の制度と異なっています。

更に改正前中国会社法の特徴として、規模が小さいまたは株主の数が少ない会社では、董事会を設置せず、一人の執行董事を設置することができ、監事会の代わりに、一人または二人の監事を設置することが可能でした。また、2020年に中外合弁経営企業法が廃止される以前は、中外合弁企業においては、株主会を設置せず、董事会を最高権力機関にする特別な機関制度も存在していました。

以上のように、中国会社法における上記機関設計の制度は、1993年の施行以来、機関設計に関する柔軟性の欠如や、監事の形骸化などの批判や指摘を受けつつも、これまでほぼ変わりなく、30年近く運用されてきました。そして、今般、中国の経済発展に伴う企業活動の多様化や国際化の流れを受けて、ようやく大きな改正を迎えることになりました。

二、監事会設置の柔軟化

上記のとおり、従前、董事会と独立した機関にモニタリング機能を担わせる方が、公平性が担保されるという発想から、中国会社法では、どのような会社においても、最低一名の監事を設置することが義務付けられていました。

しかし、現実には、殆どの有限責任会社では、株主の数が少なく、かつ株主達は積極的に経営に携わっていますので、所有と経営が分離されず、密着していました。そのため、所有と経営の利害が一致することが多い中で、監事はどこまでモニタリングすべきなのか、いっそ撤廃したほうがよいのではという批判が従前からありました。

今回の会社法改正では、監事会を完全撤廃するまでには至らないものの、設置しない選択肢が追加されました。具体的には、会社法69条によれば、有限責任会社は、董事会の中に董事によって構成する監査委員会を設置し、監事会の権限を行使させる場合、監事または監事会を設置しなくてもよいとされています。また、83条によれば、小規模または株主の人数が少ない有限責任会社では、株主全員一致の同意があれば、監事会のみならず監事さえも設置しなくてもよいとされています。

株式会社に関しても、董事会において、監査委員会を設置する場合、監事または監事会を設置しなくてもよいとされています。ただ、株式会社の監査委員会は、最低三名の董事で構成しなければならず、かつ過半数のメンバーは会社との間に、客観的な判断を下すことに影響する関係を持たないメンバーでなければなりません（121条）。

実務上、外商投資企業は、ほとんど有限責任会社の会社類型を採り、かつ株主の数も少ないため、改正後の会社法によれば、監事及び監事会の設置は事実上任意化されたと言えます。

三、株主会と董事会の権限分配

改正前の会社法では、株主会の権限と董事会の権限がそれぞれ明確に例示列举されていました。すなわち、株主会の権限に属す事項は、原則として、董事会に移譲することができず、董事会の権限に属す事項は、原則として、総経理に移譲することができないと解されていました。実務上、株主会の権限及び董事会の権限のいずれにも明確に属しない事項について、合法性を担保するために、株主会に決議させたほうがよいと一般的に理解されていました。

今般の会社法改正の一回目の改正案では、董事会の権限について、例示列举が撤廃され、定款において、株主会の権限として定めている事項を除くその他の権

限であると開放的な定め方にされています。すなわち、株主会が特に確保しておきたい権限を除けば、全部董事会に一任し、会社の業務執行を全般的に董事会に委ねる方針が示されました。しかし、最終、可決・公布された改正会社法では、董事会の例示列举が復活され、現状と同様な定め方に戻されました。

権限に関する定め方が維持されたものの、権限分配はすこし調整されました。具体的には、株主会の権限について、①会社の経営方針と投資計画の決定及び②会社の年度予算案と決算案の承認、二つの権限が削除され、董事会の権限について、会社の年度予算案と決算案の作成という権限が削除されました。すなわち、株主会的意思により、その経営方針及び投資計画の決定権を董事会に移譲することができ、予算案と決算案の作成を総経理に任せてでもよいことになりました。その点では、一回目の改正案のように、会社の経営を全面的に董事会に委ねるまで至らなかったものの、董事会及び総経理の権限をより強化する姿勢は見えます。

四、総経理権限の柔軟化

株主会及び董事会の権限に関する例示列举が維持されたものの、総経理の権限に関する例示列举が今回の改正で撤廃されました。改正前の会社法では、総経理の権限に関する例示列举があるものの、会社の定款に別途の定めがある場合、それに従うという但し書きがあるので、あくまでも「例示」に過ぎないと理解されていました。

今回の改正では、総経理の権限に関する例示列举が撤廃され、単に「会社の定款または董事会の授権に基づき、権限を行使する」という文言に入れ替えられました。

総経理は、業務執行機関として、会社経営の最前線で日常運営を主導し、全般的な責任を負う非常に重要な役割を果たしています。例えば、外商独資会社において、本社からの駐在員を総経理に就かせるケースが多いため、事実上、社内の稟議規定に基づき、総経理の権限を定めることが多いと思われます。一方、中外合弁会社または外資合弁会社において、特に総経理は他の株主より派遣された場合、総経理の権限を規定することはこれから重要な課題になると予想されます。

五、従業員代表設置義務

もう一つ注目されているのは、従業員代表董事の設置義務に関する改正点です。

董事会に従業員代表を含めなければならないという点は中国会社法の機関設計に関する特徴の一つです。改正前の会社法によれば、国有独資会社及び二つ以上の国有企業または国有投資主体が設立した有限責任会社の董事会に従業員代表を含めなければなりませんでした。

なぜ国有企業のみに対して、従業員代表董事の設置を義務付けるのか、会社の資本構造に結びつける合理性はどこにあるのか、従前から疑問の声がありました。また海外に目を向けると、ドイツの会社法では、従業員代表を業務決定・執行機関に含める制度がありますが、民主的な企業経営及び従業員の経営へ参加する権利を確保するという発想に基づく制度であるため、従業員代表董事の設置義務を会社の資本構造に連動させていません。

したがって、今回の会社法改正では、資本構造ではなく、従業員人数が300名を超える会社であれば、一律に従業員代表董事の設置を義務付けています。ところで、従業員代表董事の選任方法について、従業員代表大会などの民主的な方式で選任するとのみ規定され、従業員代表董事の適格条件について、特に定めがありません。中国では、会社の高級管理職は、会社との間

に雇用関係を持つケースが非常に多い状況です。したがって、理論上、高級管理職も従業員代表董事として選任される資格があると解釈しなければなりません。しかし、高級管理職である「従業員」が董事として選任された場合、本当に「従業員による経営参加」の制度の趣旨に合致するかどうかという疑問が残るでしょう。

六、最後に

会社の機関設計は、今回の中国会社法改正における非常に重要な課題の一つです。全体的には、機関設計の選択肢を増やし、柔軟性を高めることは近年のトレンドに沿った調整であり、評価すべきであると思います。有限責任会社であり且つ出資者数が少ない外商投資企業に対する影響は重大とは言えないものの、会社法に対応するために、定款を部分的に修正するなどの作業が生じると予想されます。また従業員代表が董事会に参加する余地を認める制度は、外商投資企業にとっては大きな転換点となるため、その対応については慎重に判断をする必要があります。

次の記事は、今回の法改正で、最も関心を集める資本金に関する諸制度の改正について、紹介します。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。